



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課） …… 1

告 示

- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（県民生活課） …… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・3件（村づくり計画課） …… 2
- 民有保安林の指定（森林緑地課） …… 5
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） …… 5

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） …… 5
- 貸金業者の登録の取消し（県民生活課） …… 6
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） …… 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） …… 9

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 …… 9

規 則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第51号

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和61年沖縄県規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「阪神・淡路大震災」を「東日本大震災」に、「平成7年度」を「平成25年度」に改め、「又は減額」を削る。

附則第3項中「又は減額」を削り、「授業料及び入学金」を「授業料等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第496号

平成24年9月29日に伊平屋村の区域内において生じた台風第17号による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第497号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地の1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地の1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地の2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地の1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地の10
理事	照屋定彦	宮古島市平良東仲宗根209番地の5
理事	幸地廣	宮古島市城辺字比嘉322番地の8
理事	友利原雄	宮古島市城辺字比嘉859番地の2
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地の2
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地の10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地の3
監事	幸地良憲	宮古島市城辺字比嘉329番地の3
監事	木村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地の2

任期 平成24年5月25日から平成26年5月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地の1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地の1

理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地の2
理事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地の2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	未広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地の1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地の10
理事	照屋定彦	宮古島市平良東仲宗根209番地の5
理事	幸地廣	宮古島市城辺字比嘉322番地の8
理事	友利原雄	宮古島市城辺字比嘉859番地の2
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地の2
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地の10
理事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地の1
理事	上地安勇	宮古島市城辺字比嘉303番地の10
監事	幸地良憲	宮古島市城辺字比嘉329番地の3
監事	木村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	砂川景廣	宮古島市城辺字比嘉130番地

沖縄県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり宮古島市城辺下北土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地の1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地の5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地の1
理事	国仲栄光	宮古島市城辺字下里添1156番地の1
理事	宮国恵信	宮古島市城辺字下里添935番地の3
理事	上地安弘	宮古島市平良字下里1270番地の1 川平マンション105号
理事	下地玄市	宮古島市城辺字下里添382番地の3
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博光	宮古島市城辺字下里添721番地

任期 平成24年5月31日から平成26年5月30日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地の1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地の5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地の1
理事	国仲栄光	宮古島市城辺字下里添1156番地の1
理事	宮国恵信	宮古島市城辺字下里添935番地の3
理事	上地安弘	宮古島市平良字下里1270番地の1 川平マンション105号
理事	下地玄市	宮古島市城辺字下里添382番地の3
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博光	宮古島市城辺字下里添721番地

沖縄県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり城辺友利土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地の1
理事	下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地の1
理事	友利武和	宮古島市城辺字友利342番地
理事	砂川友一	宮古島市城辺字友利3番地
理事	奥濱健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
理事	川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地の2
監事	砂川英弘	宮古島市城辺字友利208番地
監事	砂川武次郎	宮古島市城辺字友利193番地の1
監事	砂川博紀	宮古島市城辺字友利206番地

任期 平成24年6月18日から平成26年6月17日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地の1
理事	下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地の1
理事	下地清一	宮古島市城辺字友利129番地3
理事	砂川友一	宮古島市城辺字友利3番地
理事	友利光成	宮古島市城辺字友利408番地の2
理事	砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
理事	川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地の2
監事	砂川信二郎	宮古島市城辺字友利238番地の4
監事	砂川武次郎	宮古島市城辺字友利193番地の1
監事	西原利彰	宮古島市城辺字友利306番地の5

沖縄県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保安林の所在場所 国頭郡本部町字渡久地与那城原732番11
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北谷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 中頭郡北谷町字桑江、字伊平及び美浜三丁目の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年10月23日から平成25年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級・4級基準点測量及び街区・画地出来形確認測量）

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成24年10月21日から同月26日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事上原良幸が代理する。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 商号又は名称 琉信クレジット
- 2 氏名又は代表者の氏名 天願悟
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県沖縄市胡屋一丁目3番11号島袋ビル第一3階
- 4 登録番号 沖縄県知事（2）第04145号
- 5 登録年月日 平成23年6月20日
- 6 登録の取消しの年月日 平成24年10月5日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年9月14日
- (2) 商号名 有限会社富島建設
- (3) 代表者名 安富勝
- (4) 所在地 国頭郡金武町字金武4115番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-24）第5512号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月16日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年9月20日
- (2) 商号名 株式会社丸勇建設
- (3) 代表者名 德里修
- (4) 所在地 糸満市西崎町五丁目12番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-23）第2067号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年9月20日
- (2) 商号名 有限会社丸雄技建工業
- (3) 代表者名 下地哲雄
- (4) 所在地 宜野湾市真栄原一丁目20番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第3604号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年9月21日
- (2) 商号名 株式会社丸和産業

- (3) 代表者名 當間重和
 - (4) 所在地 国頭郡今帰仁村字玉城623番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第9305号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年9月21日
- (2) 商号名 有限会社ディー・ランド
 - (3) 代表者名 平田久雄
 - (4) 所在地 那覇市曙2丁目3番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第9317号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月22日付けで、建設業法第12条に基づき鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年9月21日
- (2) 商号名 南光開発株式会社
 - (3) 代表者名 玉城功佳
 - (4) 所在地 那覇市字国場1185番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第1876号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月23日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
- (2) 商号名 有限会社幸地建設
 - (3) 代表者名 幸地俊郎
 - (4) 所在地 沖縄市美里六丁目3番8号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第5964号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月22日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
- (2) 商号名 有限会社與那嶺塗装社
 - (3) 代表者名 與那嶺正治
 - (4) 所在地 宜野湾市新城一丁目10番6号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第8148号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月24日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
- (2) 商号名 株式会社東光電設工業
 - (3) 代表者名 東筋秀吉
 - (4) 所在地 石垣市字登野城927番地4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12107号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止

した旨の届出があった。

- 10(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
 - (2) 商号名 有限会社徳秀工業
 - (3) 代表者名 崎濱秀光
 - (4) 所在地 うるま市字州崎7番地22
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第5142号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
 - (2) 商号名 有限会社吉政組
 - (3) 代表者名 吉村重信
 - (4) 所在地 うるま市字赤野211番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第10181号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
 - (2) 商号名 有限会社高富殖産
 - (3) 代表者名 有馬俊昭
 - (4) 所在地 沖縄市字登川1648番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第10886号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成24年9月24日
 - (2) 商号名 株式会社新栄組
 - (3) 代表者名 新垣榮範
 - (4) 所在地 中頭郡中城村字津覇644番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第2418号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月7日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成24年9月26日
 - (2) 商号名 西銘ポンプサービス
 - (3) 代表者名 西銘良子
 - (4) 所在地 沖縄市海邦一丁目6番21号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第9559号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年9月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成24年9月27日
 - (2) 商号名 山城開発株式会社
 - (3) 代表者名 山城政則
 - (4) 所在地 那覇市壺川2丁目1番地17
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第7832号、沖縄県知事 許可(般-21)第7832号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可並びに造園工事業に関する一

般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成24年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年9月27日 沖縄県指令土第858号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛620番、620番5及び620番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇305番地4エルガーデン八重瀬C-3号室 新里直敏
- 5 検査済証番号 平成24年10月9日 第3035号
- 6 工事完了年月日 平成24年9月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年10月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月21日 沖縄県指令土第972号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山安平田原970番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部489番地2コーポ宮城A303 大城朝春
- 5 検査済証番号 平成24年10月15日 第3036号
- 6 工事完了年月日 平成24年9月14日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第9号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月19日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「規制」の次に「（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除く車両 専ら交通の取締りに従事する車両

第8条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 駐車禁止除外指定車（様式第5号の2）の標章 標章の交付を受けようとする者が第1項第4号オに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

第13条第4項第1号中「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

第18条第4号を次のように改める。

- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写、展示等をし、拡声器を使用し、又はラジオ、テレビジョン等の放送をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
---	---